



薬物やアルコールなどを使用した
性犯罪・性暴力って？

こんな被害が起きています。

飲み物を飲んだら、
急に眠くなって気を失った。
気がついたら
セックスの最中だった。

お酒を断れず、
飲んでいたら眠くなり、
起きたら胸や下半身を
触られていた。

よく効く頭痛薬と言われて飲んだら、
身体が思うように動かなくなり、
複数の人とセックスをさせられ、
動画も撮られた。

— 被害事例 —

Case 1：飲みものや食べ物に薬が混入される場合

カラオケボックスで、トイレに立った後、残っていた飲み物を飲んだら、意識がもうろうとし、気が付くと服を脱がされた状態で、ソファの上に一人で取り残されていた。

仕事の打合せの際に出された飲み物を飲んだら、急に眠くなり、下半身の違和感で気が付くと、服を脱がされた状態で床に倒され、裸の人が自分の上に乗っていた。



Case 2：お酒を無理矢理すすめられて…

サークルの飲み会で、先輩からお酒をすすめられ、断れずに飲み続けていたら、身体がだるくなり、気が付くと複数の人に囲まれ、胸や下半身を触られていた。



Case 3：よく効く頭痛薬だからという手口も！

人からよく効く頭痛薬だとすすめられて飲んだら、気持ちが悪くなって、体が思うように動かなくなり、服を脱がされて複数人とセックスさせられた。またその様子を、動画に撮られた。



※このような被害は、性別を問わず起こり得ます。

それって犯罪かも！

睡眠薬などのクスリを飲み物や食べ物に混ぜて、相手の意識をもうろうとさせ、抵抗できない状況にして、セックスをするなどという性暴力の被害が起きています。相手が抵抗できない状態で、性交やわいせつな行為を行うことは、性別を問わず刑法の処罰の対象となり得ます。

もしも被害にあった場合は、証拠を残しておくことが大切です。できるだけ早く、警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに相談してください。検査を受けることや、これからどのようにしたらよいか相談することができます。

関連条文

刑法第七十六条 強制わいせつ罪

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

刑法第七十七条 強制性交等罪

十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛（こう）門性交又は口腔（くう）性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする。

刑法第七十八条 準強制わいせつ及び準強制性交等罪

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第七十六条の例による。

2 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、性交等をした者は、前条の例による。

気が付いたら胸や下半身を触られていた…
OKしたつもりはないのに、セックスされたかも…

その時、「何かおかしい」
「いつもと違う」と思いませんか？

- いつもなら酔わない量なのに、酔いの回りがとても早かった。
- 急に耐えられないほど眠くなった。
- からだが思うように動かなかった。だるかった。気持ち悪かった。
- 意識がもうろうとした。
- 記憶がない。記憶が途切れ途切れであいまいだ。
- 記憶はないけど、いつもはしないような行動をしていたようだ。



それは気のせいじゃないかも

それは薬物やアルコールの影響かも

意識がないまま行動していることや、記憶がないことがあるかもしれません。自分が知らない間に行動していたことにショックを受けるかもしれませんが、それは薬物やアルコールの影響による可能性があります*。

※薬物の影響により、意識がある時のように、会話をしたり、自分で歩いたりしていても、被害時の記憶がない場合もあります。このような症状は「薬物性健忘（やくぶつせいけんぼう）」、「前向性健忘（ぜんこうせいけんぼう）」と呼ばれたりします。



自分を責めないで

「お酒を飲んでしまったから」「誘いをことわれなかったから」「逃げるチャンスはあったのに、逃げるができなかった」「自分が不注意だった」などと、自分を責めないでください。

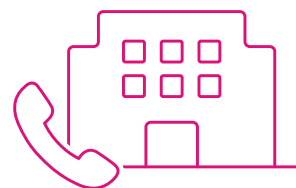
また友人や先輩、知人などの場合、相手を信用してしまうのも当然のことです。「相手のことを信用した自分がバカだった」などと自分を責めないでください。

薬物等を使った性犯罪・性暴力は計画的で卑劣な行為です。被害にあったあなたの責任ではありません。一時的に意識が戻った時でも、薬物やアルコールの影響で、逃げることや、抵抗することが難しい場合もあります。そのような状況でセックスしたことで、同意があったとみなされるのではないかと思うかもしれませんが、そのことで自分を責める必要はありません。



相談できるところがあります

「自分に何が起こったのかわからない」「まさか自分にこんなことが起こるなんて」と、自分の身に起こったことが受け入れられず、混乱してしまうことがあるかもしれません。「薬物が入っていたかなんてわからない」「なにが起こったのか覚えていない」と記憶があいまいだったり、上手く話せないからといって、相談することをあきらめないでください。



まずは相談を！

安心して相談できる窓口があります。プライバシーは守られます。

警察

性犯罪被害相談電話共通番号



ハートさん

#8103

最寄りの都道府県の性犯罪被害相談電話窓口につながります。状況に応じて、医療機関の紹介を受けたり、医療費の公費負担などの制度利用を出来たりする場合があります。



一覧はこちら

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

性犯罪・性暴力に関する相談窓口です。産婦人科医療やカウンセリング、法律相談などの専門機関とも連携しています。



一覧はこちら

※その他関連相談機関（法的相談や画像削除に関する相談など）は若年層を対象とした性的な暴力の啓発サイト相談窓口を参照ください。



その他の
相談窓口

— 相談に関するQ&A —

Q. 相談したらどうなっちゃうの？

- A. 警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに相談すると「大ごとになってしまう」「周りの人に迷惑をかけてしまう」などと、不安になって相談をためらってしまうこともあるかもしれません。薬物が使われていた疑いがある場合や、妊娠の心配がある場合は、なるべく早く検査や処置をすることが必要です。警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップセンターなどの相談機関では、あなたの意思を尊重し、あなたの不安に寄り添って支援を進めます。プライバシーは守られますので、安心して相談してください。

Q. 検査はなぜ必要なの？

- A. 薬物の使用が疑われる場合、証拠保全のために、なるべく速やかに尿検査や血液検査をしておく必要があります。警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに、なるべく早く相談しましょう。相談の際は、被害のときの状況をありのまま説明してください。

Q. いつまでに検査した方がいいの？

- A. 薬物によっては、摂取後、数時間から数日間（3日前後）で体外に排出されます。薬物の使用が疑われる場合は、なるべく早く検査を受けてください。一人で検査を受けることが不安な場合は、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに相談してください。検査に同行してもらえる場合があります。

Q. 相談するときを持って行った方がいいものは？

- A. 飲食物の残りから薬物が検出されれば、薬物混入の証拠になりますので、飲んだもの、食べたものの残りがあれば、警察に相談する際に持参しましょう（食器があれば洗わずに持参しましょう）。衣類や身体から犯人の特定に役立つ証拠が採取できる場合もあります。衣服が残っている場合は、できるだけ洗わずに持参しましょう。

Q. 体調が悪い場合は？

- A. 場合によっては、生命にかかわる健康障害を引き起こす危険性もありますので、医療機関へ早急に受診することをおすすめします。普段とは異なる症状を伝え、検査や処置等をお願いします。

Q. 妊娠が心配な場合は？

- A. 被害から72時間であれば、緊急避妊薬を服用することによって、ほとんどの場合、望まない妊娠を防ぐことができます。妊娠や性感染症の心配もあるので、医療機関になるべく早く相談しましょう。

Q. 写真や動画をネットにアップされたら？

- A. 写真や動画を削除することができる場合があります。インターネット上の違法・有害情報への対応についてのアドバイスや情報提供、画像等の削除を行っている専門の相談機関に相談しましょう。

Q. 証拠がなかったり、時間がたってしまったら相談できないの？

- A. 「証拠となるようなものが何ものこっていない」、「被害から72時間以上経ってしまった」という場合でも相談することは可能です。あきらめないで相談してください。

知人や友人が被害にあったときは

自分の大切な人が被害にあった場合、家族や周囲の方も動揺しショックを受け、どのように対応していいかわからないということもあると思います。

しかし、みなさんは被害にあった方にとって、安心を与えることができる存在です。できるだけ被害者を一人にせず付き添ってあげてください。

また、「なぜ断れなかったのか」「なぜ飲んだのか」と被害者を責めたり、被害者の話を否定しないでください。

自分を否定されたり、責められたりすると、被害者はわかってもらえないと思い、周囲の人を信じられなくなったり、相談できなくなってしまうかもしれません。

まずは、被害者の不安を受けとめ、「それはあなたのせいじゃないよね」「あなたは悪くないよ」「信頼していた友達（先輩、知人など）だったのに、そんなことされてショックだったよね」などと声をかけてあげてください。

また、薬物の使用が疑われる場合は、身体への影響や証拠保全のため、早期の対応が望まれます。被害について、なるべく早く警察や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの専門機関に相談できるように、被害者を支えてあげてください。

本サイトは、内閣府が専門家や性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターなどの関係者の意見等をもとに、作成したものです。